

## ○1日あたりの負担限度額

○利用者負担第3段階が①と②に細分化されます。

○入所時と短期入所(ショートステイ)利用時で食費の費用負担額が変わります。

※短期入所サービス(ショートステイ)を利用した場合、食費の負担限度額は( )内の金額。

利用者 負担段階	居住費						食費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床 室	従来型個室		多床室		
			特養 特養ショート	老健・療養等	特養 特養ショート	老健・療養等	
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	0円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	430円	390円 (600円)
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	680円 (1,030円)
第3段階②	1,470円	1,470円	980円	1,470円	530円	530円	1,420円 (1,360円)
第4段階 (基準額)	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円※1	1,545円

※1 室料を徴収する場合は697円となります。

- ・ 第4段階の方については、負担軽減はありません。施設との契約額が負担額となります。
- ・ 施設の設定した食費・部屋代が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額の負担となります。
- ・ 限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から施設に支払われます。